

## 大阪府PTA協議会だからこそ提案できるプランです

当制度はお子様各校園を卒業されるまで自動更新(再度加入の手続きは不要)となっております。

# 園児・児童・生徒・保護者 総合保障制度

のご案内

大阪府PTA協議会総合保障制度は団体総合生活保険のペットネームです

こんなとき役立つ!  
魅力たっぷりの補償!



紹介動画  
をご覧ください。

大切なお子さまを  
24時間365日、補償!

学校でのケガはもちろん、  
学校が休みの日や登下校中のケガも補償します。

### 賠償責任 示談交渉サービス付き

自転車事故など高額な賠償へ対応  
賠償責任補償無制限(国内)\*1

自転車  
で他人に  
ケガを  
させた。

学校から  
借りた  
タブレットを  
壊してしまっ  
た

保険料は最大

約 **40.0%**  
割引

※団体割引30%、損害率による割引5%、大口団体契約割引10%が適用されています。(天災危険補償特約には、損害率による割引および大口団体契約割引は適用されません。)(賠償責任、弁護士費用、携行品には大口団体契約割引は適用されません。)

### ケガによる入院・通院・手術

地震・噴火・  
津波による  
ケガも補償



熱中症も補償

自転車  
で転倒し、  
ケガをした。

### 弁護士費用の補償

ネット  
で悪口を  
書かれた。



弁護士費用を  
補償  
します

\*1 SSプラン、AAプラン、CCプランのみ

いじめ  
不登校  
相談窓口

大阪府PTA協議会が提供する独自サービスです。  
いじめや不登校、ゲーム依存などのお悩みに専門家がお応えします。

フリーダイヤル **0120-705-113**

受付時間:平日10:00~16:00  
(土日祝日、年末年始、  
お盆(8/13火~8/19月)除く)

保護者の方、  
お子様から直接  
ご相談できます。



4/19まではこちら

4/20からはこちら

スマホ、PCから  
簡単に加入申込ができます!

加入申込の詳細は、7ページをご参照ください。  
※1/19より加入申し込みが可能となります。



朝6:00~翌朝4:00がお手続可能時間となります。

保険(補償)期間:令和6年4月20日午後4時から令和7年4月20日午後4時まで

4月20日補償開始希望の場合	スマホ・PC	4月19日(金)までに二次元コードを読み込み、加入申し込み手続きが必要
	紙	4月12日(金)東京海上日動パートナーズかんさい必着

加入依頼書(紙)での手続きを希望される方は総合保障制度フリーダイヤル(0120-398-395)へお電話ください。  
※保護者総合保障制度は加入依頼書(紙)のみでの手続きとなります。

**【随時募集中】お申込締切日に間に合わない場合でも、中途加入は可能です。**詳しくは、P7をご覧ください。

※今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点はP10~11のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

各学校ではご加入の受付はいたしません。後記の《ご加入方法》をご確認いただきお手続きください。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて代理店にご請求ください。ご不明な点等がある場合には代理店までお問い合わせください。

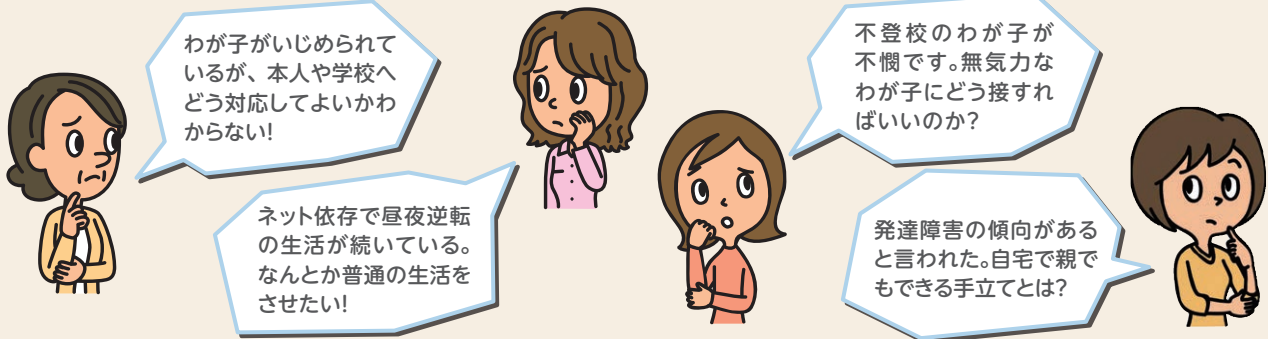
保護者の皆様へ

この総合保障制度は、大阪府PTA協議会に加入していただいている皆様限定で紹介させていただいています。多くのお子さま、保護者の方にも加入していただいています。次年度も、皆様方のニーズにお応えして加入しやすく幅広い補償制度となっていますので、ぜひ補償制度の内容を見てください。大阪府PTA協議会は全国でも最大規模であり、多くの方にご加入していただいているおかげで、この補償内容が可能となっています。よろしくお願ひいたします。



## いじめ・不登校 相談窓口

### こんなお悩みにお答えします



大阪府PTAでは、「子どもたち」を守るために、いじめ不登校相談窓口を開設しています。

フリーダイヤル **0120-705-113**

受付時間:平日10:00~16:00  
(土日祝日、年末年始、お盆(8/13火~8/19月)除く)

### 大阪府PTA総合保険会が受け取る集金事務費の取り扱いについて

会員の皆様がお掛けになった保険の掛金(保険料)の5%相当額を大阪府PTA総合保険会が保険会社から集金事務費として受け取っております。集金事務費は会員の皆様から掛金(保険料)をご集金させていただいたための経費の対価として受け取っているものです。実際に集金代行会社等へ支出した経費および国税・府民税・市民税を除いた残額をPTA活動活性化の為に運用しておりますことを、十分ご理解いただいた上で、この保険にご加入されますよう、よろしくお願ひ致します。



**Q** 集金事務経費を受け取ることは法律違反ではないのですか?

**A** 公認会計士・税理士・弁護士に集金事務費について確認した結果、法律上問題はないとの回答を得ています。また、大阪府PTA総合保険会においても適正な経理処理をおこなっています。

**Q** 集金事務経費の取扱いについて

**A** これまでに集金事務経費により毎年積立てられた災害時等基金(約1400万円)から大阪北部地震や台風21号への支援金や義援金として約700万円を拠出しました。また、大阪府PTA協議会への寄附として受け渡し、各PTA協議会への活動費として活用されています。

**Q** 集金事務経費である掛金(保険料)の5%で掛金(保険料)は安くならないのですか?

**A** 現在、団体割引等の可能な割引がすべて適用されており、さらに5%の集金事務経費が支払われています。

大阪府PTA協議会 大阪府PTA総合保険会

●ご加入内容に関する大切なお知らせ ※現在ご加入の方は必ずお読みいただきますようお願いいたします。

現在ご加入の方につきましては、表紙の募集締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の保険料、補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段の加入手続きは不要です。補償内容につきましては、今年度の募集パンフレットにてご確認ください。ご不明な点等ありましたらご加入の代理店までご連絡ください。

●ご加入内容をご確認ください。

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認ください。誤りがありましたら代理店までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

# 保険金額・保険料

※SSプランは保険期間開始時点の満年齢が満3歳以上のお子様を対象となります。

保険期間:1年間  
職種級別A\*1

被保険者(保険の対象となる方)数が10,000名以上の場合

団体割引**30%**・損害率による割引**5%**・大口団体契約割引**10%**適用

(天災危険補償特約には、損害率による割引および大口団体契約割引は適用されません。)(賠償責任、弁護士費用、携行品には大口団体契約割引は適用されません。)  
損害率の悪化により、今年度の損害率による割引率が減少しています。



おすすめ!

		自 動 継 続				
		SSプラン*4	新プラン AAプラン	CCプラン	DDプラン	
こども傷害補償	個人賠償責任 (免責金額(自己負担額):0円) 記録情報限度額500万円	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円	国内 無制限 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円	
	傷害(ケガ)補償	死亡・後遺障害	223万円	100万円	32万円	119万円
		入院保険金日額	5,000円	3,000円	2,000円	2,000円
		手術保険金*2	入院中 50,000円 入院中以外 25,000円	入院中 30,000円 入院中以外 15,000円	入院中 20,000円 入院中以外 10,000円	入院中 20,000円 入院中以外 10,000円
		通院保険金日額	2,000円	1,500円	1,000円	1,000円
	熱中症補償 特定感染症補償		○	○	○	○
		天災危険補償	○	○	○	○
	地震・噴火・津波によるケガも補償					
	疾病補償	入院医療保険金日額 (60日限度)	5,000円	—	—	—
		手術医療保険金*3	入院中の手術 5万円 入院中以外の手術 2.5万円 放射線治療 5万円	—	—	—
		入院療養一時金	30万円	—	—	—
	育英費用		1,000万円	600万円	300万円	—
	弁護士費用補償		300万円	300万円	300万円	300万円
携行品 (免責金額(自己負担額):3,000円)		10万円	10万円	10万円	10万円	
年間保険料		18,770円	10,950円	7,570円	7,130円	
制度維持費		200円	200円	200円	200円	
<b>合計金額</b>		<b>18,970円</b> (ひと月あたり約1,581円)	<b>11,150円</b> (ひと月あたり約929円)	<b>7,770円</b> (ひと月あたり約648円)	<b>7,330円</b> (ひと月あたり約611円)	

全プランにおいて傷害(ケガ)補償の入院・通院の1事故の支払い限度日数は45日になります。入院については支払い対象日数も45日となります。詳細はP13からP19をご確認ください。令和5年4月20日からの保険にAAプラン・BBプランで加入されている方は自動更新をする際に新AAプランへ移行となります。補償内容が変わっておりますのでご確認ください。児童1名につき、1プランのみとなります。

- \*1.こども傷害補償の保険料は職種級別A(学生等)の方を対象としたものです。お子様が継続的に職業に従事している等で職種級別Aに該当しない場合は、保険料が異なりますので代理店にお問い合わせください。
- \*2.傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- \*3.傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして\*2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。
- \*4.SSプラン加入の方で控除証明書が必要な場合は10月頃に総合保障制度専用ダイヤルまでご連絡ください。
- \*5.「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

### 【制度維持費について】

制度維持費とは、集金代行手数料・通信費・相談窓口維持費用等、当制度の円滑な運営およびPTA活動に利用されており、お1人200円を保険料と一緒に設定頂いた口座より引き落としさせていただきます。



ご注意ください

当制度はお子様各校園を卒業されるまで自動更新(再度加入の手続きは不要)となっております。

中途加入も可能ですが、中途加入の場合でも令和7年4月20日午後4時までの補償期間となりますのでご注意ください。中途加入については、P7下段をご覧ください。

### 賠償責任

お子さまのご加入でご家族の日常生活での賠償事故も補償!

#### 日常生活の賠償責任を補償 自転車事故も補償

- 国内外を問わず、誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)\*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
- 自転車で他人にケガをさせた場合も保険金をお支払いします。
- 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する賠償事故についても保険金をお支払いします。(支払限度額500万円)

\*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。



文部科学省のGIGAスクール構想により、児童・生徒に1人1台タブレットが貸し出されます。

でも…持ち帰ったタブレット壊したらどうしよう…

**ご安心ください!**

本プランは自宅に持ち帰って壊してしまったなどの場合も

**補償の対象** です!



#### 安心の示談交渉サービス付き

日常のトラブルや事故というのは不注意や不意に起きてしまうことが多く、トラブルや事故が起きた場合に当事者同士で問題を全て解決するのは一般的に困難です。

このような賠償問題の解決を加害者である当事者(保護者)に代わって被害者の方と直接保険会社が行います。

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

#### 事故例

自転車を運転中誤って歩行者に衝突し、歩行者に後遺障害が残り、賠償金+慰謝料+訴訟費用が4,000万円になった。

#### お支払い保険金例

**4,000万円**

### 弁護士費用等

(人格権侵害等)

お子さまのご加入でご家族も対象になります!

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢\*1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ\*2等により精神的苦痛を被った場合\*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

\*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

\*2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

\*3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合にかぎります。

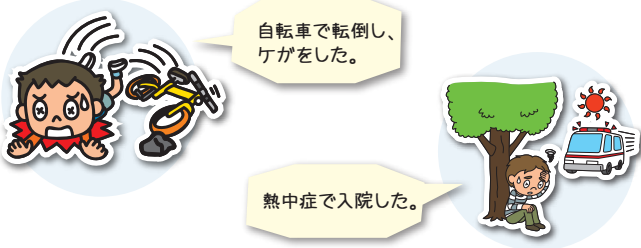


# 傷害補償

24時間無料の医療相談サービス メディカルアシスト付帯(詳細はP12)

24時間いつでもどこでも急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償 (ケガには細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。)

- 校内・通学途中、クラブ活動、旅行、レジャー等でお子様の急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。(国内外を問いません。)
  - 自転車での事故も補償します。 ●特定感染症・熱中症も補償します。
  - 入院・通院は1日目から保険金をお支払いします。ケガによる死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いします。
  - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。
- ※急激かつ偶然な外来の事故の要件を欠く野球肘およびしもやけ等は補償の対象となるケガに含まれません。



## 学校内でのケガ

事故例	サッカーの試合中にボールが腕に当たり骨折、35日間通院した。	お支払い保険金例 <b>70,000円</b> (SSプラン)
-----	--------------------------------	---------------------------------------

## 学校外でのケガ

事故例	自転車でトラックと衝突し、全身打撲で入院した。	お支払い保険金例 <b>100,000円</b> (SSプラン)
-----	-------------------------	--

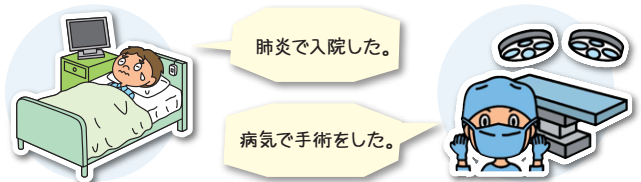
# 疾病補償

SSプランのみ

お子様が病気により入院や手術をした場合に補償します。

- お子様が病気の治療のために保険期間中に開始した入院が1日を超えて継続した場合、60日を限度として入院医療保険金をお支払いいたします。
  - お子様が病気の治療を目的として保険期間中に病院または診療所で所定の手術を受けた場合または放射線治療を受けた場合に、手術の種類に応じて入院医療保険金日額に一定の倍率を乗じてお支払します。
  - 医師が、病気の治療のために継続して60日以上入院が必要であると診断した場合、入院療養一時金をお支払します。
- ※新規ご加入時の支払責任の開始日より前に被った病気については保険金お支払いの対象となりません。(ただし、新規ご加入時の支払責任の開始する日からその日を含めて1年を経過した後には生じた保険金支払事由については、保険金お支払いの対象となります。)

入院中の手術	入院医療保険金日額の10倍
入院中以外の手術	入院医療保険金日額の5倍
放射線治療	入院医療保険金日額の10倍



事故例	肺炎で入院した。	お支払い保険金例 <b>25,000円</b>
-----	----------	----------------------------

# 育英費用

SSプラン、AAプラン、CCプランのみ

万一、扶養者が急激かつ偶然な外来の事故で亡くなられた場合等に補償します。※あらかじめ扶養者の方をご指定いただけます。指定された扶養者が急激かつ偶然な外来の事故で死亡もしくは重度後遺障害が生じ扶養者に扶養されなくなった場合に、育英費用保険金を全額(一時金)お支払いします。



事故例	父親が交通事故で死亡した。	お支払い保険金例 <b>1,000万円</b> (SSプラン)
-----	---------------	---------------------------------------

# 携行品

全プラン対象

日本国内外を問わず、保険の対象となる方が所有する自宅外で携行している家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

- ※自転車、ゴルフ・カート、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券(小切手は含みません)、商品・製品等は、補償の対象となりません。
- ※他人の預かり品は対象になりません。



事故例	カメラを誤って壊してしまい、修理代が4万円かかった。	お支払い保険金例 (修理代) (免責金額(自己負担額)) 40,000円 - 3,000円 = <b>37,000円</b>
-----	----------------------------	---

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、このパンフレットの後記「補償の概要等」をご確認ください。

加入をご希望の方は、総合保障制度専用ダイヤル(0120-398-395)で保護者総合保障制度の加入依頼書の送付をお申し付けください(保護者総合保障制度の加入依頼書は同封していません)。

### ◆ こんな場合に保険金をお支払いします ◆

#### 保護者の方の補償

##### 傷害



例/交通事故にあいケガをした。



例/駅のホームで転倒しケガをした。

- 本保険の被保険者(保険の対象となる方)である保護者の皆様が、交通事故をはじめ、日常生活中に起きる急激かつ偶然な外来の事故による色々なケガから、海外旅行中のケガまで補償します。
  - 特定感染症も補償します。
- ※保護者ご本人のケガのみが補償の対象となります。  
※熱中症は補償しません。

##### 天災危険補償



例/地震で落下したものにあたりケガをした。

- 全プランに天災危険補償特約がセットされていますので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も傷害保険金をお支払します。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、このパンフレットの後記「補償の概要等」をご確認ください。

被保険者(保険の対象となる方)数が10,000名以上の場合

団体割引**30%**・損害率による割引**5%**・大口団体契約割引**10%**適用

(天災危険補償特約には、損害率による割引および大口団体契約割引は適用されません。)

※「本人型」のみの募集です。\*1

### 保険金額・保険料

保険期間: 1年間

保険料は被保険者ご本人の職種級別によって異なります。職種級別が不明の場合は代理店にお問い合わせください。

#### 職種級別Aの職業・職務

事務従事者等(職種級別B以外の職業・職務)

#### 職種級別Bの職業・職務

建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造作業員



おすすめ!

#### 職種級別A

#### 職種級別B

##### Hプラン

##### Pプラン

##### Hプラン

##### Pプラン

傷害補償	職種級別A		職種級別B	
	Hプラン	Pプラン	Hプラン	Pプラン
死亡・後遺障害	171万円	80万円	171万円	80万円
入院保険金日額	5,000円	4,500円	5,000円	4,500円
手術保険金*2	入院中 50,000円 入院中以外 25,000円	入院中 45,000円 入院中以外 22,500円	入院中 50,000円 入院中以外 25,000円	入院中 45,000円 入院中以外 22,500円
通院保険金日額	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
特定感染症補償	○	○	○	○
天災危険補償	○	○	○	○
地震・噴火・津波によるケガも補償				
年間保険料	8,680円	7,420円	12,140円	10,410円
制度維持費	200円	200円	200円	200円
<b>合計金額</b>	<b>8,880円</b> (ひと月あたり740円)	<b>7,620円</b> (ひと月あたり635円)	<b>12,340円</b> (ひと月あたり約1,028円)	<b>10,610円</b> (ひと月あたり約884円)

\*1 加入依頼書などに「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

\*2 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

被保険者の範囲: 「保険の対象となる方(被保険者)ご本人\*1」としてご加入された大阪府PTA協議会の会員(大阪府内の公立(除く大阪市立)の幼稚園、小・中学校および市立(除く大阪府立・大阪市立)の高校、特別支援学校に在籍されている方)の保護者に限ります。

【制度維持費について】

制度維持費とは、集金代行手数料・通信費・相談窓口維持費用等、当制度の円滑な運営およびPTA活動に利用されており、お1人200円を保険料と一緒に設定頂いた口座より引き落としさせていただきます。

中途加入も可能ですが、中途加入の場合でも令和7年4月20日午後4時までの補償期間となりますのでご注意ください。  
中途加入については、P7下段をご覧ください。

# 募集要項

**当制度はお子様各校園を卒業されるまで自動更新(再度加入の手続きは不要)となっております。**

<p>注意事項</p>	<p>① すでに総合保障制度にご加入の方は卒業まで自動補償となりますので改めての加入手続きは不要です。</p> <p>② 2024年4月に進学し新1年生になるお子様については、自動更新停止となりますので改めての手続きが必要です。</p> <p>③ 加入できる方はお子様が大阪府PTA協議会の会員である<b>大阪府内の公立</b>(除く大阪市立)の幼稚園、小・中学校および対象高校(岸和田市立産業高校・堺市立堺高等学校)、特別支援学校に在籍されている方に限ります。  <b>※お手続き方法P9に記載のSTEP8で学校検索された際にご自身の学校が「該当なし」となった場合、大阪府PTA協議会の対象校でない可能性があります。</b>  <b>総合保障制度専用ダイヤル(0120-398-395)で対象校であるか確認ください。</b>  <b>※操作としては該当なしを選択することでそのまま加入手続きまで進めることはできるようになっています。対象外校の場合、後日解約等の手続きをご案内させていただくこととなりますのでご注意ください。</b></p> <p>④ 保護者総合保障制度プランはスマホ・PCからの手続きはできません。誠に恐れ入りますが、総合保障制度フリーダイヤル(0120-398-395)にご連絡いただき、加入依頼書の送付をお申し付けください。</p>
<p>加入対象者 (被保険者)</p>	<p>大阪府PTA協議会の会員である大阪府内の公立(除く大阪市立)の幼稚園、小・中学校および対象高校(岸和田市立産業高校・堺市立堺高等学校)、特別支援学校に在籍されている方及びその保護者の方</p>
<p>ご加入方法</p> <p>ⓘ 各学校ではご加入の受付はいたしません。</p>	<p>▼アクセスはこちらから</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>4/19までは こちら</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>4/20からは こちら</p>  </div> </div> <p>※PCからの場合は、  <a href="http://ezoo.jp/ds4/A0042662404">http://ezoo.jp/ds4/A0042662404</a> (4/19まで)  <a href="http://ezoo.jp/ds4/A00426624042311">http://ezoo.jp/ds4/A00426624042311</a> (4/20から)          よりアクセスしてください。</p> <p>紙での申し込みの場合          総合保障制度フリーダイヤル(0120-398-395)へお電話ください。          保護者総合保障制度は加入依頼書(紙)のみでの手続きとなります。  <b>4月20日補償開始希望の場合は、4月12日(金)東京海上日動パートナーズかんさい必着でご提出が必要です。</b></p>
<p>掛金(保険料)のお引落しについて</p>	<p>4月20日からの保険に加入されている方は掛金(保険料)引き落とし日は6月27日となります。          口座からのお引落しは、集金代行会社・明治安田収納ビジネスサービス株式会社によりさせていただきます。          なお、ご通帳には「MBS、オオサカフPTAまたはMBS」と記帳されますのでご了承ください。</p> <p><b>もしお引落しができなかつたら・・・</b>          万一引落予定日(6月27日、保険期間が5月20日の場合は7月29日)に掛金(保険料)のお引落しができなかった場合は、翌月に再請求させていただきます。再請求日にもお引き落としができなかった場合は、再請求月の翌月に「損害保険契約についての重要なお知らせ」(解除予告通知)ハガキが送付されます。ハガキに記載の振込先にお申し込み下さい。ハガキに記載のお支払期限日までにお払込みがない場合は、契約が解除となります。また、既に保険金をお支払いしている場合は約款上保険金を回収することになりますのであらかじめご了承ください。</p>
<p>途中で加入される場合</p>	<p>スマホ・PCで毎月19日までに加入手続きが完了しますと、当月20日午前0時～令和7年4月20日までの保険期間となります。          (例) 5月14日スマホでの加入手続き完了→令和6年5月20日0時保険期間開始          5月25日スマホでの加入手続き完了→令和6年<b>6月</b>20日0時保険期間開始</p> <p>紙(加入依頼書)でのお申し込みの場合は、加入締切は毎月15日となり加入手続きの完了に合わせて下記の保険期間となります。          毎月15日*までの加入依頼書到着: 当月20日午後4時～令和6年4月20日午後4時まで          毎月16日以降の加入依頼書到着: 翌月20日午後4時～令和6年4月20日午後4時まで          *15日が土日祝日の場合はその前日までの加入依頼書到着[(株)東京海上日動パートナーズかんさい宛]          ※保護者総合保障制度加入希望の場合は、スマホ・PCでは手続きができませんので誠に恐れ入りますが総合保障制度フリーダイヤル(0120-398-395)まで加入依頼書送付のご連絡をお願いいたします。</p>

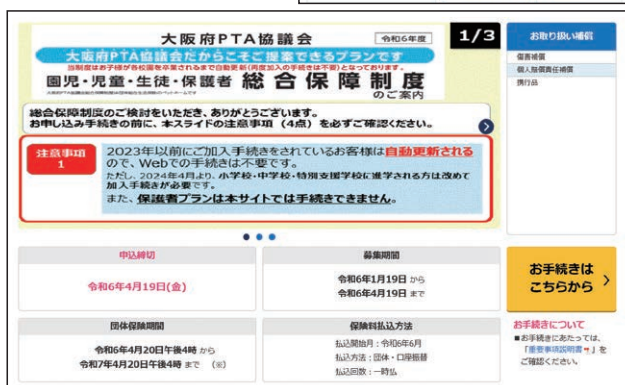
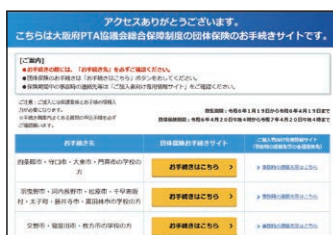
※ご加入された方には、加入者票を5月末までに送付いたします。5月末までに「加入者票」が届かない場合はフリーダイヤルまでご連絡をお願いします。  
 ※この保険契約は大阪府PTA協議会を保険契約者とする団体契約となり、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として大阪府PTA協議会が有します。  
 ※転校等により団体構成員でなくなった場合は必ずお申し出ください。

## ご加入までの流れ

### STEP 1 ▶ トップ画面

3ページより、ご希望のプランをお選びいただき、ご希望のプランのお手続きサイトにアクセスしてください。

▼お申込画面 TOPページ



お手続きはここからをクリック。

### STEP 2 ▶ 保護者・扶養者(加入者)情報の入力

保護者・扶養者【以下、加入のお申し込みをされるお客様(ご加入者)】の情報

1 お名前  
漢字 例: 東海 太郎  
東海 太郎  
カナ 例: トウカイ タロウ  
トウカイ タロウ

生年月日 昭和 61 年 3 月 13 日

性別  男性  女性

学生・生徒・児童【以下、保険の対象となる方(被保険者)】の情報

2 加入者から見た続柄 子

3 保険の対象となる方(被保険者)ご自身のお名前  
漢字 例: 東海 花子  
東海 花子  
カナ 例: トウカイ ハナコ  
トウカイ ハナコ

生年月日 平成 20 年 1 月 1 日

性別  男性  女性

4 ご職業 学生

5 個人情報取扱いに関するご案内をご参照のうえ、お手続きを進めてください。  
戻る 次へ進む

- 1 保護者・扶養者(加入者)情報を入力願います。
- 2 保護者・扶養者(加入者)から見た続柄をご選択願います。  
・加入者が父母の場合→【子】をご選択願います。  
・加入者が祖父母の場合→【同居の孫】をご選択願います。
- 3 学生・生徒・児童(被保険者)情報を入力願います。
- 4 学生・生徒・児童(被保険者)のご職業【学生】をご選択願います。
- 5 次へ進むをクリック。

### STEP 3 ▶ 補償の選択



加入を検討するをクリック。

### STEP 4 ▶ 保険の対象となる方(被保険者)情報の入力

1 ご職業 学生

2 次へ進む

- 1 ご職業に【学生】が選択されていることをご確認ください。
- 2 次へ進むをクリック。

### STEP 5 ▶ ご加入されるタイプの選択

タイプの選択 (保険の対象となる方の範囲)	SS SSプラン	SS SSプラン	AA AAプラン	CC CCプラン	DD DDプラン
1口あたり1回分の保険料	18,770円	18,770円	10,950円	7,570円	7,130円
ご選択額	1口 1口	1口 1口	1口 1口	1口 1口	1口 1口
選択中	選択中	選択する	選択する	選択する	選択する

2 確定する

- 1 ご加入されるタイプを選択し、選択するをクリック。
- 2 ご加入されるタイプが正しく選択されているかをご確認し、確定するをクリック。

【ご注意】口座からお引き落としさせていただく掛金には、各タイプの下に表示されている保険料に制度維持費が付加されます。

### STEP 6

3 補償を確認し次へ進む

- 1 補償を確定して次へ進むをクリック。

### STEP 7 ▶ 加入のお申し込みをされるお客様(加入者)情報の入力 ご住所、メールアドレス、連絡先を入力願います。





# き方法

## STEP 8 ▶ 学校名の入力

学校コード、学校名漢字、学校名カナの一部を指定して、以下の一覧の中から該当の所属を検索することが可能です。  
 学校コードは半角、学校名漢字、学校名カナは全角で入力してください。半角と全角の入力に誤りがある場合は、正しく検索できませんのでご注意ください。  
 該当がない場合は、最終行に表示されている「該当なし」を選択し、確定するボタンを押して下さい。次画面で所属をお客様ご自身で入力してください。

### キーワード入力

① **検索** をクリックして、所属検索画面から、学校コード、学校名(漢字)、学校名(カナ)を選択してください。

**該当がない場合は大阪府PTA協議会の対象校でない可能性があります。総合保障制度専用ダイヤル(0120-398-395)で対象校であるか確認ください。**

## STEP 9 ▶ 保険の対象となる方(被保険者)情報の入力

他の保険契約、学校区分、住所区分を選択願います。

## STEP 10 ▶ 被保険者の扶養者の入力

被保険者(お子様)から見た扶養者をご選択願います。  
 ・お子様の扶養者が父母の場合 → **[父母]** をご選択願います。  
 ・お子様の扶養者が祖父母の場合 → **[祖父母]** をご選択願います。  
 ・お子様の扶養者がその他の場合 → 取扱代理店へお問い合わせください。  
 扶養者の名前、住所をご確認のうえ、**次へ進む** をクリック。

## STEP 11 ▶ ご加入内容の確認

お手続き内容をご確認いただき、間違いが無ければ**内容を確定する** をクリック。そして**重要事項説明書を表示** をクリックし、ご確認ご同意のうえ、ご加入される場合は、**加入する** をクリック。

**!** 受付完了メールが自動で送信されるとお手続きは完了しています。  
 改めてお手続きされないようご注意ください。

## STEP 12 ▶ 口座を登録する **!** 重要

① お手続きが完了すると、「受付完了メール」が自動で送信されます。口座振替の登録手続き画面に進み、**次へ進む** をクリック。

② ご利用になる金融機関をご選択願います。

③ 引落口座の情報を入力し**金融機関へ** をクリック。金融機関サイトの登録を確定します。

④ 口座情報の登録をもってお手続きは完了です。  
**口座の登録についてWEBでの登録ができない場合、口座振替依頼書での手続きとなりますので総合保障制度フリーダイヤル(0120-398-395)へお問い合わせください。**

必ずお読みください

## 団体総合生活保険の 2024年4月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

### 団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認ください、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 1 主な改定ポイント

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

##### 変更する補償

①傷害補償	②子ども傷害補償	③団体長期障害所得補償(GLTD)	④医療補償	⑤がん補償	⑥介護補償	⑦賠償・財産・費用に関する補償
-------	----------	-------------------	-------	-------	-------	-----------------

変更する補償							改定項目	概要
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
○	○						「特定感染症危険補償特約」の補償対象となる感染症の変更	現在は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、感染症法)における「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」、「第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(*1)」および「指定感染症(*2)」を補償対象としていますが、「第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(*1)」および「指定感染症(*2)」を補償対象外とし、補償対象となる感染症を「一類感染症」、「二類感染症」および「三類感染症」に変更します。 なお、2023年5月8日(月)以降、「新型コロナウイルス感染症(Covid-19)」は感染症法における「五類感染症」に位置付けられています(「五類感染症」は、従来より補償対象外です。)  (*1)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、)であるものに限り、ます。  (*2)政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限り、ます。
	○						「個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約」の補償拡大および保険料改定	「GIGAスクール構想」による教育のICT化に伴い、学校等から貸与されているタブレット端末を損壊した場合に対する補償ニーズが高まっていることを踏まえ、受託品賠償部分におけるタブレット端末について、自発的通信機能の有無を問わず補償対象とします。また、本改定に伴い、保険料の改定を行います。

変更する補償							改定項目	概要
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
	○						○	<p>約款上「保険の対象に含まない物」としている「携帯式通信機器」および「携帯式電子事務機器」について、該当する機器が分かりづらいとの声を踏まえ、機器を限定列挙する方式に変更します。</p> <p>また、分かりやすさの観点から、仕様(自発的通信機能の有無)により補償対象か否かが異なっている機器について、取扱いを統一します。</p> <p>取扱いを統一する主な機器は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●補償対象とする機器: デジタルカメラ、スマートウォッチ、無線機</li> <li>●補償対象外とする機器(*1): ハンディターミナル、POS 端末、音声翻訳機</li> </ul> <p>&lt;対象特約&gt;</p> <p>携行品特約、住宅内生活用動産特約、個人賠償責任補償特約、個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約、携行品特約の一部変更に関する特約(*2)、住宅外等追加補償特約(*2)</p> <p>(*1)携行品特約、住宅内生活用動産特約、個人賠償責任補償特約については、従来より補償対象外です。</p> <p>(*2)タブレット端末については、従来と同様、自発的通信機能を有しない場合のみ補償対象となります。</p>
	○						○	<p>「携行品特約」等における免責事由(保険金をお支払いしない場合)の改定</p> <p>&lt;対象特約&gt;</p> <p>携行品特約、住宅内生活用動産特約、個人賠償責任補償特約</p>
	○						○	<p>「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」における「ストーカー行為」「嫌がらせ」の規定改定</p> <p>「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が改正され、規制対象となる行為に「拒まれたにもかかわらず、連続して文書を送る行為」や「GPS 機器等を用いた位置情報の無承諾取得」等が追加されたことを踏まえ、約款上の「ストーカー行為」の定義に改正内容を反映する等の約款改定を行います。</p>

このご案内は、2024年4月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

# サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

## メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間\*1: 24時間365日

0120-708-110

\*1予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

### 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

### 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

### 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

### がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

### 転院・患者移送手配\*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

\*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただけます。

## 介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間: 電話介護相談 : 午前9時～午後5時  
いずれも 各種サービス優待紹介: 午前9時～午後5時  
土日祝・ 0120-428-834  
年末・年始を除く

### 電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご利用いただくことも可能です。

\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

### インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] [www.kaigonw.ne.jp](http://www.kaigonw.ne.jp)

### 各種サービス優待紹介\*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。\*3

\*お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

\*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。\*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただけます。

## デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間: 法律相談 : 午前10時～午後6時  
いずれも 税務相談 : 午後2時～午後4時  
土日祝・ 社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時  
年末・年始を除く 暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

0120-285-110

### 法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] [www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html)

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### 社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### 暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

## いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

【対象となる補償】  
弁護士費用等（人格権侵害等）にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。

※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

受付時間: いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス: 午前10時～午後6時

0120-300-575

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス: 午前7時30分～午前9時30分 / 午後5時～午後10時

0120-106-670

### いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法（加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等）について弁護士に電話で相談できます。

※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

#### 【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

- ・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為
- ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

### 痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

### ご注意ください(各サービス共通)

・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。

・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者\*1・ご親族\*\*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。

・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

\*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

\*\*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

# 団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

## 傷害補償(こども傷害補償)

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ\*1をした場合に保険金をお支払いします。

※ 保険の対象となる方が熱中症(急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害)になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。

\*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒\*2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

\*2 「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合																														
傷害補償基本特約	<b>死亡保険金</b> 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じたケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって生じたケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等																														
	<b>後遺障害保険金</b> 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 既に後遺障害のある保険の対象となる方が傷害を被ったことにより、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式によって算出される保険金支払割合を適用します。 $\text{加重された後の後遺障害に該当する等級に} - \text{既にあった後遺障害に該当する等級に} = \text{適用する保険金支払割合}$ ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 *1 <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"> <tr> <td>後遺障害の等級</td> <td>第1級</td> <td>第2級</td> <td>第3級</td> <td>第4級</td> <td>第5級</td> <td>第6級</td> <td>第7級</td> <td>第8級</td> <td>第9級</td> <td>第10級</td> <td>第11級</td> <td>第12級</td> <td>第13級</td> <td>第14級</td> </tr> <tr> <td>保険金支払割合</td> <td>100%</td> <td>89%</td> <td>78%</td> <td>69%</td> <td>59%</td> <td>50%</td> <td>42%</td> <td>34%</td> <td>26%</td> <td>20%</td> <td>15%</td> <td>10%</td> <td>7%</td> <td>4%</td> </tr> </table>		後遺障害の等級	第1級	第2級	第3級	第4級	第5級	第6級	第7級	第8級	第9級	第10級	第11級	第12級	第13級	第14級	保険金支払割合	100%	89%	78%	69%	59%	50%	42%	34%	26%	20%	15%	10%	7%	4%
	後遺障害の等級		第1級	第2級	第3級	第4級	第5級	第6級	第7級	第8級	第9級	第10級	第11級	第12級	第13級	第14級																
	保険金支払割合		100%	89%	78%	69%	59%	50%	42%	34%	26%	20%	15%	10%	7%	4%																
<b>入院保険金</b> 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて45日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて45日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について45日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。																																
<b>手術保険金</b> 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて45日以内に受けた手術1回に限り*3。 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限ります。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。																																
<b>通院保険金</b> 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について45日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTB キャスト、PTB プレース、線副子等およびハロベストをいいます。																																

## <その他の主な特約とその概要>

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症危険補償特約	特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて45日以内に入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限を含みます。)された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。) ※特定感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新契約の場合を除きます。) 等

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
育児費用補償特約	扶養者*1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者または扶養されなくなったことにより損害が生じた場合 ▶育児費用保険金額の全額をお支払いします。(重度後遺障害の例) ■両目が失明したもの ■咀嚼くおおよび言語の機能を廃したのもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガによる扶養不能状態 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 等

## ■入院・手術医療保険金支払特約/入院療養一時金支払特約

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
入院・手術医療保険金支払特約	<b>入院医療保険金</b> 保険の対象となる方が病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中に開始した入院*1が1日を超えて継続した場合 ▶入院医療保険金日額に入院*1した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、同一の病気(医学上重要な関係がある病気を含まず。)による入院*2について、60日を限度とします。 ※入院医療保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても入院医療保険金は重複してはお支払いできません。 *1 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。 *2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気 ・アルコール依存および薬物依存 ・先天性疾患 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気*2 等 *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。
	<b>手術医療保険金</b> 保険の対象となる方が、病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料や放射線治療料の算定対象として列挙されている手術*1または放射線治療*2を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ・入院*3中の手術:入院医療保険金日額の10倍 ・入院*3中以外の手術:入院医療保険金日額の5倍 ・放射線治療:入院医療保険金日額の10倍 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*4 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。 *3 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。 *4 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	
入院療養一時金支払特約	保険の対象となる方が病気を被り、保険期間中に医師等がその治療のために継続して60日以上の日数の入院*1が必要であると診断した場合 ▶入院療養一時金の全額をお支払いします。ただし、同一の病気(医学上重要な関係がある病気を含まず。)*2について、保険期間を通じて1回に限りです。 *1 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。 *2 以下のいずれかに該当する場合、後の病気は前の病気と異なるものとみなします。 ・退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びその病気の入院治療が必要となったとき ・入院をしなかった場合は、その病気の治療が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びその病気の入院治療が必要となったとき	

## 【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約+個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額*3を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等)を除きます。に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用器具をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品 等 *3 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者のような事由により、加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

## 【費用に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)	<p>国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合</p> <p>■急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合</p> <p>■不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合</p> <p>■痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合</p> <p>▶1つの原因事故*5について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払します*6。</p> <p>※弁護士等*7への委任や弁護士等*8への法律相談および弁護士等*8への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。</p> <p>*2 病気またはケガをいいます。</p> <p>*3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。</p> <p>*4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限り、</p> <p>*5 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p> <p>*6 弁護士等*7への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払します。</p> <p>*7 弁護士または司法書士をいいます。</p> <p>*8 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。</p> <p>*9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)</p> <p>① 婚姻意思*10を有すること</p> <p>② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること</p> <p>*10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</p> <p>・保険の対象となる方の自殺行為*2、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害</p> <p>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛</p> <p>・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛</p> <p>・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*4</p> <p>・労働災害により生じた身体の障害*3または精神的苦痛</p> <p>・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことにより生じた身体の障害*3</p> <p>・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発がん性等に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛</p> <p>・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛</p> <p>・電磁波障害に起因する身体の障害*3または精神的苦痛</p> <p>・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛</p> <p>・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛</p> <p>・保険の対象となる方または賠償義務者*5の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*3または財物の損壊等*4</p> <p>・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者*1、父母もしくはお子様が賠償義務者*5である場合</p> <p>・保険契約または共済契約に関する原因事故*7</p> <p>等</p> <p>*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)</p> <p>① 婚姻意思*6を有すること</p> <p>② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること</p> <p>*2 保険金のお支払対象となる原因事故*7による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。</p> <p>*3 病気またはケガをいいます。</p> <p>*4 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。</p> <p>*5 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。</p> <p>*6 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p> <p>*7 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p>

## 【財産に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約+携行品特約の部変更に関する特約	<p>国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合</p> <p>▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について3,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて(保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに)保険金額を限度に保険金としてお支払します。ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払する場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品、製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等</p>	<p>・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害</p> <p>・差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</p> <p>・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</p> <p>・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害</p> <p>・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害</p> <p>・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>・電氣的または機械的の事故に起因する損害</p> <p>・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害</p> <p>・詐欺または横領に起因する損害</p> <p>・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害 等</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

## 〈保険の対象となる方〉

保険の対象となる方は、それぞれの基本補償について、本人型、家族型のいずれかになります。

	こども傷害補償		個人賠償責任	弁護士費用	携行品
	(本人型)	(家族型)	(家族型)	(本人型)	(本人型)
ご本人*1	○	○	○	○	○
ご本人*1の配偶者	—	—	○	—	—
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の同居のご親族	—	○	○*2	—	—
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の別居の未婚のお子様	—	○	○*3	—	—

### 【「保険の対象となる方(被保険者)」における用語の解説】

- (1) 配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚姻とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、
- a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
- b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- (2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
- (3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

- ※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- ※個人賠償責任については、ご本人\*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方を含みます(代理監督義務者については、ご本人\*1に関する事故に限り、)。また、ご本人\*1以外の左表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限り、)も保険の対象となる方を含みます(責任無能力者に関する事故に限り、)。
- \*1 大阪府PTA協議会加盟の幼稚園、小・中・高、特別支援学校に在籍されている児童・生徒の方(入学手続きを終えた方を含みます)で、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
- \*2 弁護士費用等(人格権侵害等)については、ご本人\*1の親権者の同居のご親族は保険の対象となる方を含みません。
- \*3 弁護士費用等(人格権侵害等)については、ご本人\*1の親権者の別居の未婚のお子様は保険の対象となる方を含みません。
- ! 育児費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合はこの限りではありません。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

# 団体総合生活保険 補償の概要等

保険期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払い対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

## 傷害補償（保護者の方の補償）

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ\*1をした場合に保険金をお支払いします。  
 \*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。  
 保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。  
 詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合																														
傷害補償基本特約	<b>死亡保険金</b> 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・自動車等の乗用車を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 等																														
	<b>後遺障害保険金</b> 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 既に後遺障害のある保険の対象となる方が傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式によって算出される保険金支払割合を適用します。 $\text{加重された後の後遺障害に該当する等級に} \quad \text{既にあった後遺障害に該当する等級に} \quad = \quad \text{適用する} \\ \text{対応する保険金支払割合*1} \quad \text{対応する保険金支払割合*1} \quad \text{保険金支払割合}$ ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 *1 <table border="1"> <tr> <td>後遺障害の等級</td> <td>第1級</td><td>第2級</td><td>第3級</td><td>第4級</td><td>第5級</td><td>第6級</td><td>第7級</td><td>第8級</td><td>第9級</td><td>第10級</td><td>第11級</td><td>第12級</td><td>第13級</td><td>第14級</td> </tr> <tr> <td>保険金支払割合</td> <td>100%</td><td>89%</td><td>78%</td><td>69%</td><td>59%</td><td>50%</td><td>42%</td><td>34%</td><td>26%</td><td>20%</td><td>15%</td><td>10%</td><td>7%</td><td>4%</td> </tr> </table>		後遺障害の等級	第1級	第2級	第3級	第4級	第5級	第6級	第7級	第8級	第9級	第10級	第11級	第12級	第13級	第14級	保険金支払割合	100%	89%	78%	69%	59%	50%	42%	34%	26%	20%	15%	10%	7%	4%
	後遺障害の等級		第1級	第2級	第3級	第4級	第5級	第6級	第7級	第8級	第9級	第10級	第11級	第12級	第13級	第14級																
	保険金支払割合		100%	89%	78%	69%	59%	50%	42%	34%	26%	20%	15%	10%	7%	4%																
	<b>入院保険金</b> 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて45日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて45日を超過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について45日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。																															
<b>手術保険金</b> 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて45日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの）に限ります。（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。） *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。																																
<b>通院保険金</b> 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を超過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について45日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位（長管骨などの一部部位）にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。																																

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症危険補償特約	特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて45日以内に入院（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）の規定による就業制限を含みます。）された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします（なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。）。 ※特定感染症とは・・・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（更新契約の場合を除きます。） 等

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。



# 重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報のご説明) 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。  
必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。  
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

**【マークのご説明】**



契約概要  
保険商品の内容をご理解  
いただくための事項



注意喚起  
ご加入に際してお客様にとって不利益に  
なる事項等、特にご注意ください

## I ご加入前におけるご確認事項

### 1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただきますことがあります。

### 2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

### 3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の可否をご確認ください\*2。

●個人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等) ●トラブル対策費用補償特約 ●育児費用補償特約

\*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

\*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

### 4 保険金額等の設定

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご確認ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

### 5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

### 6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

#### (1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

#### (2) 保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

#### (3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分\*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分\*1について、保険金をお支払いできません。お支払いした保険金を回収させていただきますことや、ご加入者の加入部分\*1を解除することがありますのでご注意ください。

\*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

### 7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## II ご加入時におけるご注意事項

### 1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約	傷害補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救済者費用等 弁護士費用等 トラブル対策費用
	生年月日		★*1
性別		—	—
職業・職務*3		☆*4	—
健康状態告知*5		—	—

※すべての補償について「他の保険契約等\*6」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。また、医療費用補償特約(子ども傷害補償)をセットされる場合には、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項(☆)となります。

- \*1 子ども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。
- \*2 子ども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。
- \*3 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- \*4 交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項・通知事項とはなりません。
- \*5 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
- \*6 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないときがあります。

### 2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

### 3 保険金受取人

[傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合\*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

\*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

### 4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たにご加入のご注意

現在のご加入を解約、減額等を行うことを前提に、新たにご加入のご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

## Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

### 1 通知義務等

#### [通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。  
ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたりない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

#### [その他ご連絡いただきたい事項]

#### ●すべの補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

#### [ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいた日から1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

### 2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求\*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間\*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

\*1 解約日以降に請求することがあります。

\*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

### 3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

### 4 満期を迎えるとき

[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただきますことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただけますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

## Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

### 1 個人情報の取扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

### 2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方としてご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

### 3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

### 4 保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

### 5 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきませうようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがら記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、〈共同保険引受保険会社について〉をご確認ください。

### 6 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に)《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。  
・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類  
・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)

- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
  - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
  - ・附加給付の支給額が確認できる書類
  - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
  - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(介護補償(年金払介護)においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。)
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者\*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
- \*1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
- ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象と

- なる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
- ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的な事例は以下のとおりです。
    1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
    2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
    3. ご加入者をご加入内容の変更手続きを行う場合
- 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
  - 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
  - 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
    1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
    2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
    3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

**事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。**


**東京海上日動火災保険株式会社**

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

---

**一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)**

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

 **0570-022808** <通話料有料> IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時(土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)

**共同保険引受保険会社について**


引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社	85%
AIG損害保険株式会社	5%
損害保険ジャパン株式会社	5%
三井住友海上火災保険株式会社	5%

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載していません。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内

[www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)

**事故受付センター**  
(東京海上日動安心110番)

 **0120-720-110**

受付時間：24時間365日

**ご加入内容確認事項(意向確認事項)**

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。
  - 保険金をお支払いする主な場合     保険金額、免責金額(自己負担額)     保険期間
  - 保険料・保険料払込方法     保険の対象となる方
2. 加入依頼書等の記入事項につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。  
【ご加入いただく補償に応じてご確認ください事項】

確認事項	傷害補償	左記以外の補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか? *1 こども傷害補償の場合は、必ずご確認ください。	○*1	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか? ※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別Aに該当する方：「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○職種級別Bに該当する方：「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上、6職種)	○	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	○	○

**3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認くださいませましたか?**

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意\*1」についてご確認ください。  
\*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種の契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

# もしケガや事故にあわれた場合(保険金のご請求)

事故報告から保険金が支払われるまでの流れは概ね次の通りです。迅速な処理、円満解決のためにも速やかにお手続きください。



## step 1

### 事故受付

便利  
です!

#### 手続き方法① スマートフォン

加入者票に  
印字されている  
QRコードから  
請求可能です。



- 面倒なお電話でのやりとりも不要!
- いつでも、どこでも好きな時に請求可能!

又は

#### 手続き方法② マイページアプリ

##### 事故受付



スマートフォンでアプリをインストールします。事故のご連絡が可能です。

- 事故受付以外に…
- 保険の管理が可能

万一事故にあわれた場合は、「東京海上日動あんしん110番」へ

0120-720-110

受付時間:  
24時間365日

## step 2

東京海上日動火災保険株式会社から保険請求用紙等がご加入者様に郵送されます。(事故報告後1~2週間後)  
※一部の事故では保険請求書を郵送しないケースもございます。

## step 3

送られてきた請求用紙に必要な書類(下表参照)を添付して東京海上日動火災保険株式会社に郵送してください。

傷害事故の場合	賠償事故の場合		疾病事故の場合(SSプランのみ)
①保険金請求書 <b>保険金請求書類に記載のQRコードより ペーパーレスで保険金請求が可能になりました(傷害事故のみ)。</b> ②診断書もしくは自己申告書 ※請求額が他のご請求と合わせて30万円以下でのお支払いとなる場合は、診断書のご提出を省略できます。ただし、おケガの状態により別途ご提出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。 ※当社が必要と判断した場合には、領収書のご提出をお願いします。 ※手術保険金の請求がある場合は、診療明細書・診療報酬明細書・手術同意書等、手術の内容が確認できる書類のご提出が必要です。 (傷害事故の場合、診断書代はご本人負担となりますので、予めご了承ください。	損害額を算出するために必要な書類 人身事故の場合 医師の診断書 治療費等の領収書 休業損害証明書	物損事故の場合 被害物の写真 修理見積書 示談後に必要な書類 保険金請求書 示談書 領収書(立替金・示談金等)	①保険金請求書 ②入院時の領収書・診療明細書(コピー可) ※傷害補償のような30万円の診断書取付基準はありません。一方で特約(入院療養一時金)に該当する場合のみ診断書の提出を依頼することになります。
※上記以外に、事故の内容によりその他の書類をご提出いただくことがありますので、担当者とのお打合せをお願いいたします。			

おけがをされた方が未成年の場合は、親権者が保険金請求者となります。親権者以外の方(例:祖父母)からの請求の場合は、親権者からの委任が必要となります。

## step 4

東京海上日動火災保険株式会社から指定口座に保険金が振り込まれます。

## お問い合わせや、加入内容に変更がおきたら…

ご加入後、加入依頼書の☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく下記フリーダイヤルまたは取扱代理店、下記、東京海上日動火災保険(株)までご連絡ください。ご通知がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。

### 総合保障制度専用ダイヤル

事務幹事代理店(株)東京海上日動パートナーズかんさい内専用ダイヤル  
本制度の内容照会は、下記までご連絡ください。

**0120-398-395**

受付時間:月~金 9:15~12:00/13:00~17:00 土・日・祝日を除く

### 取扱代理店

株式会社 東京海上日動パートナーズかんさい  
園児・児童・生徒・保護者総合保障制度担当者まで  
〒541-0041 大阪市中央区北浜2-6-26 大阪グリーンビル4F  
Tel: 06-6233-7225 Fax: 06-6233-2115  
弊社は、園児・児童・生徒・保護者総合保障制度の募集幹事代理店としてご加入者様からの各種お問い合わせの窓口事務を行っております。ご加入方法に関するお問い合わせ、補償内容のお問い合わせは左記フリーダイヤルから弊社までお問い合わせ下さい。

本制度の  
引受保険会社

(幹事会社) **東京海上日動火災保険株式会社** (担当課:大阪北支店(法人営業チーム)) TEL.06-6203-0279

**AIG損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、三井住友海上火災保険株式会社**

この保険契約は、上記の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。